

財 産 目 録

平成29年03月31日 現在

1：法人会計

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
本部(肥後銀行)	肥後銀行 天草支店	—	法人本部運転資金として	—	—	9,725,264
施設(肥後銀行)	肥後銀行 天草支店	—	かしの木学園運転資金として	—	—	35,397,720
生産(肥後銀行)	肥後銀行 天草支店	—	生産活動運転資金として	—	—	224,783
			小計			45,347,767
事業未収金						
事業未収金(生産)	委託販売等	—	売上の未収金	—	—	226,421
事業未収金(福祉)	国保連合会等	—	訓練給付費等の未収金	—	—	10,202,290
			小計			10,428,711
商品・製品	木工作业、手芸作業	—	棚卸(モリヤ、ティッシュケ-ス他)	—	—	334,982
仕掛品	—	—	—	—	—	0
原材料	木工作业、農作業	—	棚卸(ウレタン塗装他)	—	—	354,880
前払費用	保険料未経過分	—	自動車保険、建物保険等	—	—	299,119
仮払金	—	—	—	—	—	0
	流動資産合計					56,765,459
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	熊本県天草市楠浦町 錦島26番26	—	かしの木学園運営の為	—	—	11,000,000
建物	天草市楠浦町錦島26番17	1985年度	かしの木学園運営の為	111,519,210	77,060,935	34,458,275
定期預金	肥後銀行 天草支店	—	基本財産特別定期預金	—	—	1,000,000
	基本財産合計					46,458,275
(2) その他の固定資産						
土地	天草市楠浦町錦島55番	—	畑	—	—	15,000,000
構築物	かしの木学園	—	かしの木学園運営の為	5,204,090	3,143,342	2,060,748
機械及び装置	かしの木学園	—	かしの木学園運営の為	2,065,918	1,803,556	262,362
車輛運搬具	かしの木学園	—	かしの木学園運営の為	12,360,367	8,807,880	3,552,487
	三菱 マイロハス34人乗り トヨタ レジアスエース 日産 キャラバン マツダ スクラム		熊本200は244 熊本400つ3320 熊本800せ917 熊本480こ7077			
器具及び備品	かしの木学園	—	かしの木学園運営の為	6,180,385	4,499,485	1,680,900
権利	電話加入権	—	電話加入権	—	—	72,800
投資有価証券	天草信用金庫	—	出資金証券	—	—	30,000
退職給付引当資産	かしの木学園	—	退職金支払いの為	—	—	6,393,111
施設整備積立資産	かしの木学園	—	施設増築等の為	—	—	1,090,000
人件費積立資産	かしの木学園	—	職員給与支払の為	—	—	6,593,900
修繕費積立資産	かしの木学園	—	老朽化したものの修繕の為	—	—	13,110,000
備品等購入積立資産	かしの木学園	—	備品購入のため	—	—	4,640,000
工賃変動積立資産	かしの木学園	—	利用者工賃支払の為	—	—	1,300,000
移行時特別積立資産	かしの木学園	—	設備等購入の為	—	—	615,433
車両購入積立資産	かしの木学園	—	車両購入の為	—	—	0
リサイクル預託金	かしの木学園	—	車両等のリサイクル料	—	—	10,720
	その他の固定資産合計					56,412,461
	固定資産合計					102,870,736
	資産合計					159,636,195
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金(生産)	かしの木学園	—		—	—	307,529
事業未払金(福祉)	かしの木学園	—		—	—	1,135,050
職員預り金	かしの木学園	—		—	—	496,920
	流動負債合計					1,939,499
2 固定負債						
退職給付引当金	かしの木学園	—		—	—	6,393,111
	固定負債合計					6,393,111
	負債合計					8,332,610
	差引純資産					151,303,585

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。